

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和2年12月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 3番 高橋 誠一 4番 峠田 一徳
5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司 7番 本間 仁一
8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志 10番 小野 博
11番 渡沢 寿 12番 伊藤 圭一 13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
2番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 大室 拓
同 上 事務局長補佐 山内 美穂
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第21号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 報第22号 農地法第41条第1項の規定に基づく通知に係る利用権の設定について
日程第6 確第1号 農地法第4条第1項の規定による農地転用制限例外の確認について
日程第7 議第49号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8 議第50号 農地法第46条に規定する農地売払いに関する意見決定について
日程第9 議第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第10 議第52号 非農地証明願に対する可否について
日程第11 議第53号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第12 議第54号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について
日程第13 議第55号 南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について

日程第 14 議第 5 6 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見の決定について

日程第 15 議第 5 7 号 南陽市農業委員会組織検討委員会の設定について

6. 会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後 2 時 0 0 分）

令和 2 年 1 2 月 1 8 日付け南農委告示第 1 3 号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は 1 2 名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は 2 番黒澤ちよ子委員 1 名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第 7 条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めてまいります。

議長（高橋会長）

それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第 4 0 条の規定により議長が指名いたします。1 0 番小野博委員、1 1 番渡沢寿委員の 2 名を指名いたします。

会議録署名委員 1 0 番 小野 博委員
1 1 番 渡沢 寿委員

議長（高橋会長）

日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。
よって、本委員会委員総会の会期は、本日 1 日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第 3 「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によりご了承願います。

議長（高橋会長）

次に、日程第 4 報第 2 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第 2 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第 1 8 条第 6 項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が 6 件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

1 番につきましては、賃貸人 公益財団法人やまがた農業支援センターと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 外 3 筆 現況田 合計 2 0 1 m²を地権者の所有権移転のため、合意解約するものです。

2 番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと公益財団法人やまがた農業支援センターの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 外 3 筆 現況田 合計 2 0 1 m²を所有権移転のため、合意解約するものです。

3 番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 田 9 6 2 m²を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

4 番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 田 1, 4 2 9 m²を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

5 番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 田 1, 5 4 3 m²を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

6 番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 外 2 筆田 合計 5, 8 6 6 m²を、所有権移転するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声が有りますので、報第 2 1 号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第 5 報第 2 2 号「農地法第 4 1 条第 1 項に基づく通知に係る利用権の設定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第 2 2 号「農地法第 4 1 条第 1 項に基づく通知に係る利用権の設定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第 4 1 条第 1 項に基づき中間管理機構へ通知した農地について、利用権の設定が裁定され、告示されたことを、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

農地法第 4 1 条第 1 項に基づく通知は、所有者不明農地について、中間管理機構へ通知し、利用権の設定を行うための手続きです。1 番、2 番の案件とも、お亡くなりになった■■■■さんの所有する農地について、相続人の探索をおこないましたが、相続放棄により、所有者を確認することができなかつたため、令和元年 1 2 月 1 0 日付けで、告示を行いました。告示とは、所有者が不明ですので、だれも申出がない場合は、中間管理機構が利用します、と世間一般に知らせる手

- 嶋貫農地係長 続きです。その後、6カ月以内に、所有者等から申出がなかったため、その旨、中間管理機構へ通知したものです。その結果、機構によりマッチングできた1番、2番の案件について、山形県知事の裁定により、中間管理機構との利用権を設定したものです。
- 1番につきましては、亡くなった■■■■さんの農地、▲▲字▲▲番 外8筆 合計1,670㎡について、公益財団法人やまがた農業支援センターが新規の10年契約で、利用権を設定したものです。
- なお、賃借料については、ぶどうのハウスが道路にはみ出しており、市建設課から撤去を求められているため、利用者が費用を負担することで調整をおこなったため、低い金額となっております。
- 2番につきましては、亡くなった■■■■さんの農地、▲▲字▲▲番 外1筆 合計4,121㎡について、公益財団法人やまがた農業支援センターが新規の5年契約で、利用権を設定したものです。
- 議長（高橋会長）
12番
（伊藤圭一委員） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。
参考に質問します。この農地の公簿上の所有者はどうなっているのですか。
- 嶋貫農地係長 登記簿上の所有者は、亡くなった■■■■さんのままとなっていて、相続人がいない状況です。今回の手続きは、所有権ではなく、土地の利用権を中間管理機構が設定することになります。
- 12番
（伊藤圭一委員） 所有者がいない場合に、最終的に国に帰属することになると思いますが、その前の手続きということですか。
- 嶋貫農地係長 そのとおりです。
- 5番
（浅野厚司委員） 耕作者がいなくなった場合は、どうなりますか。
- 嶋貫農地係長 ■■■■さんの農地は、このほかにもたくさんありまして、マッチングできた案件がこの2件ということになります。マッチングできなかった農地については、置いておくしかなくなります。できるだけ耕作されない農地をなくすため、使える農地は、機構が利用権を設定して耕作してもらうため、このような制度ができたものです。
- ですので、耕作者がいない場合は、そのまま留め置くことになるかと思えます。
- 5番
（浅野厚司委員） 参考に。こうした土地に関する税金は誰も払う方がいなくなるということですか。
- 嶋貫農地係長 課税の状況は農業委員会では把握できませんが、相続人が存在しない場合には、納税通知を発送できないことになるかと思えます。納税通知が発送できず、税金が納入されないと、相続財産管理人が選定されて、財産の処分に進むことになるとは思うのですが、相続財産管理

嶋貫農地係長 人が選定されて、処分ができる土地であれば、ということもあります。結果的に処分できないものについては、国庫に帰属することになる、というのが先ほど伊藤委員がおっしゃった所有権のところまで整理なるということになります。

この案件については、川樋土地改良区から、水利費を納入いただける方いないので、耕作できる部分について、手続きを進めてほしいとの要請があり、相続人の探索に進んだものです。

4番 (峠田一徳委員) 関連ですが、賃料はどうなりますか。耕作者が支払った賃料が税金にいくということはないですか。

嶋貫農地係長 まず、賃料は、中間管理機構が法務局へ供託することになります。利用権に関する賃料は、一旦法務局の預かりになって、しかるべき相続人が現れた場合には、その相続人に支払いされますし、さきほど説明した相続財産管理人が選任された場合には、財産整理の際に、管理人が債務に充当する手続きを行うことになろうかと思えます。直接的に、税金に充当されるという仕組みではなく、あくまで賃料は法務局預かりになり、その後、別途整理手続きで充当されることはある、ということになります。

議長 (高橋会長) 中間管理機構は、原則10年の契約期間になるかと思いますが、田のほうが5年契約になった経過と、耕作者の選定について、農業委員の関わりはないですか。

嶋貫農地係長 まず、年数のほうですが、田2筆ありますが、2筆それぞれに借受する方がいらっしゃいます。この後の議案になっておりますが、一方は■■■■さんで、もう一方は■■■■さんという方が借受者になる予定です。■■■■さんのほうから、年齢的なところで、10年では長いので、5年で、と要望をいただいたものです。機構は原則10年の契約となりますが、所有者不明農地の手続きでは、5年でも契約も可能ということで、借受者の要望によって、年数を設定しました。

次に、マッチングの件ですが、先ほどご説明したとおり、このほかにもたくさん農地がありました。川樋地区担当の鈴木正徳委員へご相談を差し上げて、マッチングしていただきました。

5番 (浅野厚司委員) 2番の案件について、終期が令和12年になっていますが、令和7年ではないですか。

嶋貫農地係長 議案に誤りがありましたので、修正をお願いいたします。2番の案件の終期は、令和7年12月31日までに修正をお願いします。

議長 (高橋会長) 議案の修正とのことですが。2番の終期を令和7年12月31日に訂正をお願いします。

議長 (高橋会長) ほかに、質疑、意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第22号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に日程第6確第1号「農地法第4条の規定による農地転用許可制限例外の確認について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました確第1号「農地法第4条の規定による農地転用許可制限例外の確認について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用許可制限例外の確認について、1件の願出がありましたので提案するものがあります。

ご審議のうえ確認くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 農地法4条例外は、200㎡未満の農業施設については、転用の許可を要しない規定となっており、建築に際して、届出をいただき確認しているものです。

1番につきましては、▲▲の■●■●さんが、▲▲字▲▲番 現況畑 762㎡のうち一部の189㎡を農業施設用地として利用しているため願出があったものです。

議長（高橋会長） ここで現地調査について、4番峠田一徳委員より、報告をお願いします。

4番
（峠田一徳委員）

12月18日に私と山内事務局長補佐、嶋貫係長の3名で4条例外1件の現地調査をして参りました。この案件については、積雪のため農道を通って近くまでいくことはできませんでしたが、現場が見える大きな道路から確認と、積雪前の状況がわかる航空写真の状況から、申請通りであったことを確認してきたことを、ご報告申し上げます。

議長（高橋会長） これより、本案件について質疑意見を求めます。質疑、意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の案件について、願出のとおり確認することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 願出のとおり確認することが全員と認めます。よって、本案件については、願出のとおり確認することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第49号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第49号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転3件、賃借権設定2件、合計5件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番 外1筆 畑 合計246㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番 外1筆 畑 合計65㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番 畑 79㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲番 外4筆 田 合計11,025㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。
5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲番 外1筆 田 合計4,088㎡について、新規の2年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、議第49号 1番の現地調査について、3番高橋誠一委員より、報告をお願いします。

3番
（高橋誠一委員） 12月23日に現地調査を行ってきました。申請地は積雪がありましたが、私の園地の近くであり、耕作されており、周辺農地に影響がないことを確認してきました。

議長（高橋会長） 次に、2番、3番の現地調査について、5番浅野厚司委員より、報告をお願いします

5番（浅野厚司委員） 昨日調査をしてきました。積雪があったため、近くの方に確認したところ、申請地は耕作されており、周辺農地に影響がないことを確認してきました。

議長（高橋会長） 次に、4番の現地調査について、6番渡部基司委員より、報告をお願いします

6番（渡部基司委員） 12月22日に調査を行ってきました。積雪のため、現地は確認できませんでしたが、秋に収穫されており、周辺農地に影響がないことを確認してきました。

議長（高橋会長） 次に、5番の現地調査については、私が調査しましたので、報告いたします。

1番（高橋善一委員） おととい行ってきましたが、雪で確認できませんでした。夏に近くの農地を確認にいったことがあり、その時に、耕作されていることを確認しており、周辺農地に影響はないことを確認しました。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（高橋会長） 質疑、意見はございませんか

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第50号「農地法第46条に規定する農地売払いに関する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第50号「農地法第46条に規定する農地売払いに関する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、東北農政局長から農地法第46条に規定する農地売払いについて、同法施行規則第95条に規定する相手方に該当するか否かについて意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

農地法第46条に規定する売払いは、戦後、自作農創設特別措置法により、国が買収したあと、売払いができずに、農林水産省が管理している農地について、効率的に農地を耕作できると認められる者に、売払いができることになっています。

農林水産省では、未売却農地の処分を進めており、このたび、隣接地でりんごを栽培している、■■■■さんから売払申請が提出されたため、売払いの相手方として、農地法施行規則第95条に規定する農業者かどうかについて、東北農政局長から意見を求められているものです。

申請人の耕作状況から、売払いの相手方に該当するものと判断できるものです。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。
質疑、意見はございませんか。

12番

（伊藤圭一委員）

嶋貫農地係長

これは本人から申請があったのですか

南陽市内に農林水産省が所有する農地が3ヶ所あり、農水省では処分を進めるために、周辺の方との境界立会いを行ったところ、隣接に今回の申請人である■■■■さんがいらっしゃって、自分の土地の隣に農水省の土地があるのは気持ちわるいし、面積も小さく価格も高くないとということで、買受しようということになったようです。

■■■■さんから申請によって、売却することになったものです。

12番

（伊藤圭一委員）

嶋貫農地係長

場所は、▲▲の下の方ですか。火葬場が近くにあったところですか。

2筆とも▲▲の下の方で、字は違いますが、近くにある土地になります。

議長（高橋会長）

ほかに、質疑、意見はございませんか
…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、農地法施行規則第9
5条に規定する相手方に該当すると認める委員は、挙手をお願いいた
します。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、相手方に該当するとの意見を付するこ
とに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第5 1号「農地法第5条第1項の規定による許
可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第5 1号「農地法第5条第1項の規定に
よる許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し2件の
許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意
見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の
補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さん
から、▲▲字▲▲番 畑 264㎡を所有権移転し、駐車場として利
用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可
要件を満たすと考えます。
2番につきましては、▲▲の■■■■■さん外1名が、▲▲の■■■■■
■さんと使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲番 畑 208㎡に、一
般住宅を建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第2種農地ですが、集落に接続する住宅であり、
転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長） ここで、議第5 1号1番、2番までの現地調査について、4番嶋田
一徳委員より、報告をお願いします。

4番
（嶋田一徳委員） 12月18日に、私と山内事務局長補佐と嶋貫係長の3名で、5条
の2件の現地確認に行きまして、5条の2件の現地確認に行きまして、
1番、2番とも地面に雪がありまして、地面の様子までは確認でき
ませんでした。建築物等の事前着工などはなく、申請通りだったこ
とをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なし……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第10 議第52号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第52号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲番 登記地目 畑 165㎡が、昭和55年に物置を建築してから、住宅敷地の一部として利用し、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

- 議長（高橋会長）　　ここで、現地調査について、報告をお願いします。
議第52号 1番の現地調査について、4番峠田一徳委員より、報告をお願いします。
- 4番
（峠田一徳委員）　　12月18日に、私と山内事務局長、嶋貫係長の3名で、非農地証明願い1件の現地確認に行っていました。
この案件についても、積雪があり見えないところもありましたが、物置が建築されおり、その他部分も住宅敷地の一部となっており、申請通りであることをご報告申し上げます。
- 議長（高橋会長）　　お諮りいたします。これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見はございませんか。
- ……………なしの声……………
- 議長（高橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
- 議長（高橋会長）　　本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。
- ……………全員挙手……………
- 議長（高橋会長）　　妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。
- 議長（高橋会長）　　次に、日程第11 議第53号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 大室事務局長　　ただ今上程されました、議第53号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和2年12月11日付け農第821号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、1件の賃借権の設定に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。
- 議長（高橋会長）　　ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 賃借権設定が1件で計画面積が田201㎡となっております。
1番につきまして、▲▲の■■■■さんと公益財団法人やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番の現況田、13㎡外2筆の合計201㎡について、新規の15年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第12 議第54号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第54号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和2年12月11日付け農第822号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項により意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます

山内事務局長補佐 NO.149-01 から149-11 までの11件について、賃借権設定の申請となります。
11件とも貸付者は、亡くなった■■■■さんの名義ですが、先ほどの報第22号で、所有者不明農地について山形県知事の裁定により、公益財団法人やまがた農業支援センターが利用権を設定したものです。
最初に149-01 から149-09 までの9件について、区域名は全域、借受者は、▲▲の■■■■さんで、▲▲字▲▲番

山内事務局長補佐

の畑、115㎡外8筆の合計1,670㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年2月6日から令和12年12月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、149-10 について、区域名は全域、借受者は、▲▲の■■■■■
■さんで、▲▲字▲▲番の田、1,097㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年2月6日から令和7年12月31日までの5年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、149-11 について、区域名は全域、借受者は、▲▲の■■■■■
■さんで、▲▲字▲▲番の田、3,024㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年2月6日から令和7年12月31日までの5年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、基盤整備事業によるものです。

NO.148-01 から 148-03 までの3件について、賃借権設定の申請となります。

区域名は全域、借受者は、▲▲の■■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■
■さんで、▲▲字▲▲番の現況田、13㎡外2筆の合計201㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年2月6日から令和18年2月29日までの15年、支払方法は、口座振替となっております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは始めに、議第54号 149-10 の案件について審議いたします。

ここで、13番 鈴木正徳委員の退席を求めます。

……………鈴木正徳委員 退席……………

議長（高橋会長）

これより本案件について、審議に入ります。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、13番 鈴木正徳委員の復席を求めます。

……………鈴木正徳委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第54号 149-10以外の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
よって本案件は、一括して審議することに決しました。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第13 議第55号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第55号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年12月8日付け農第803号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により計画の変更について意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、農林課栗野係長の補足説明を求めます。

農林課 (補足説明する)

栗野係長

議長 (高橋会長)

これより、審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長 (高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、変更することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長 (高橋会長)

変更を妥当とする委員が、全員と認めます。

よって、本案については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長 (高橋会長)

次に、日程第14 議第56号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第56号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年11月24日付け農第695号で、南陽市長から本委員会に対し、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 (高橋会長)

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課 栗野係長 の補足説明を求めます。

農林課 (補足説明する)

栗野係長

……小野委員 退席……

議長 (高橋会長)

これより、審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長 (高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、一部改正することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長（高橋会長） 一部改正を妥当とする委員が、全員と認めます。
よって、本案については一部改正することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第15議第57号「南陽市農業委員会組織運営検討委員会の設置について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

……………小野委員 復席……………

大室事務局長 ただ今上程されました、議第57号「南陽市農業委員会組織運営検討委員会の設置について」の提案理由を申し上げます。

本案は、委員の次期改選期に向けて、南陽市農業委員会の組織運営及び委員定数の改正に関し必要と認められる重要事項を審議するため、別紙のとおり「設置要綱」を制定し、「南陽市農業委員会組織運営検討委員会」を設置したいので、ご提案するものであります。

ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。
本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の案件については、原案のとおり要綱を制定し、「南陽市農業委員会組織運営検討委員会」を設置することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、原案のとおり要綱を制定し、検討委員会を設置することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年12月18日付け南農委告示第13号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時58分）